

野田市在宅医療介護情報共有システム利用登録申請書

(宛先) 野田市長

在宅医療・介護における多職種連携のための野田市在宅医療介護情報共有システムについて、誓約事項を遵守いたしますので、利用登録を申請します。

申請者

申請者名 (法人又は個人)	(かな)
代表者氏名	
電話番号	
住所	

医療機関・介護事業所情報

名称		医療機関番号 介護事業所番号	
サービス分類		管理者氏名	
(サービス分類は以下を参考にしてください。) 診療所、病院、歯科医院、薬局、居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、福祉用具貸与・特定福祉用具販売、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域包括支援センター、行政、その他			
所在地			
メールアドレス		電話番号	
システム利用者			
異動区分	氏名	システム利用 管理担当者	職種
新規・追加	(かな)	☐	
新規・追加	(かな)	☐	
新規・追加	(かな)	☐	
新規・追加	(かな)	☐	

※ 1 システム利用管理担当者は、代表者がシステム利用者の中から指定し、「システム利用管理担当者」の項目にチェックをしてください

※ 2 区分は、いずれか該当する区分に○をしてください

※ 3 職種は必ず記入してください

※ 4 登録により、野田市医療介護連携推進事業に関する情報を発信するコミュニティである「野田市からの重要なお知らせ」部屋に招待いたします。（当コミュニティの参加者一覧に事業所名・氏名・職種が掲載され、他の参加者からも確認が可能です。）

＜野田市在宅医療介護情報共有システム利用に関する誓約事項＞

- ① 事故等により障害が発生し問題が生じた場合は、速やかに野田市長に報告するとともに復旧解決方を講じます。
- ② 野田市在宅医療介護情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）の利用に際して使用するＩＤ及びパスワードについては、事業所内のシステム利用者の利用状況を適正に把握し、部外者に利用されることのないよう適切に管理します。
- ③ 使用する情報機器及びネットワークは、野田市長が指定するセキュリティ要件を満たす環境のもとで利用します。
- ④ 情報共有システムの利用は、登録申請をしたシステム利用機器（端末）のみとします。その端末には電子証明書をインストールし、「電子証明書専用ログイン」を介しての利用とします。
- ⑤ 電子証明書のインストールに際して使用するパスワードは、部外者に利用されることのないように適切に管理します。
- ⑥ 厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守します。
- ⑦ 情報共有システムの利用を終えるときは、速やかに野田市長へ野田市在宅医療介護情報共有システム連携終了申請書を提出します。
- ⑧ 個人情報について、「個人情報保護方針」を十分理解した上で、あらかじめ承諾を得た関係者のみと情報共有し、部外者に個人情報が漏えいすることがないように適正に管理します。
- ⑨ 情報共有システムの利用に際して知り得た個人情報については、利用が終了した後においても部外者に漏えいすることはありません。
- ⑩ 個人情報については、目的以外には利用しません。
- ⑪ 情報共有システムに登録する情報は、正確な内容と多職種連携において必要な内容を入力します。
- ⑫ 情報共有システムに係る規約を遵守し、これに違反のある場合には、利用申請の却下又は利用停止となることを承諾します。